各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号(最終改正:平成20年5月14日付け食安輸第0514002号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査及び自主検査において、中国産鶏肉加工品からフラゾリドン(AOZとして)を検出したことから、中国産鶏肉及びその加工品に対する検査命令の検査項目にフラゾリドンを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

1 品 名:鶏肉:冷凍調整品(STEAM YTR BL 30G) 製造者: SHENG YANG MEAT PROCESSING CO.

輸入者:(株)ファルコンジャパン

届出数量及び重量:223 カートン、2,007kg

検査結果:フラゾリドン(AOZとして) 0.005ppm(基準:不検出)

届 出 先:大阪検疫所

違反確定日:平成20年5月7日

措置状況:全量保管中

2 品 名:加熱食肉製品(包装前加熱)フライドチキン

製造者: HENAN DAYONG INDUSTRIAL CO., LTD.

輸入者:(株)ジャパン・フード・サービス

届出数量及び重量:5 カートン、33kg

検査結果:フラゾリドン(AOZとして) 0.006ppm(基準:不検出)

届出先:東京検疫所

違反確定日:平成20年5月26日

措置状況:全量保管中